

## 令和2年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会1月定例会議事録

- 1 日 時 令和3年1月13日（水）午後1時30分～午後3時10分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 後藤会長、細田副会長、林副会長、矢野会計、三觜監事、前田監事  
河内昇、城田禎行、倉金榮、篠原徳守、真野宗直、林申次、高山和茂  
森谷義明、尾坂清、弓達委員、小林守、滝本誠、新倉昭人、零石剛、  
末松一豊、青木三郎、日向清志、仲村眞、長嶋憲治、永澤鐵男の各委員  
環境事業センター（富田所長外）、資源循環課（熊澤課長外）  
秘書広報課長（寺島課長外）  
市民自治推進課（三浦課長、木村課長補佐、窪田副主査、疋田副主査）  
事務局（山田）

### 4 会議の経過

- (1) 開 会 細田副会長
- (2) あいさつ 後藤会長  
佐藤市長  
秋津総務部長

### (3) 議 題

- ① 令和3年度定例会等の日程について  
資料に基づき事務局より説明した。

② その他

ア 情報交換について

(ア) 席上配布

湘南地区まちぢだより、小和田地区まちぢからニュース、松浪コミセンだより、  
浜須賀まちのちから広報（松浪地区）地域の居場所づくり交流会のチラシ

(湘南地区) 今回はコミュニティセンターの指定管理者をまちぢから協議会に変更した  
ことを皆さんに知っていただくということと、前回も皆さんに見ていただきました  
が、洪水対策マニュアルを湘南地区としてまとめました。これは参考にしていた  
だいて、みなさんのところでも広げていただければと思います。2面につきまし  
ては、中学生の居場所づくりということで、地域の子供たちにどう仕組みづくりを  
作っていくかということや、あとおでかけワゴンも少しずつ着実に利用者を増やし  
続けていますので、これからこのようにやっていきますよということ載せており  
ます。

(小和田地区) A4表裏ですが、昨年10月から市営住宅複合施設ということで稼働し  
はじめまして、11月12月1月含めて、この中身であります、みんなの小和田ボ  
ランティアセンターとあおぞら関係と児童クラブピノキオが1月6日に稼働して、  
一応福祉関係がこの施設に集まりましたということで、地域の皆さんに知って  
いただくということで掲載しました。併せてここに市営住宅がありますので、すでに入  
居が始まっています。会議室も1、2とありまして、ここを利用しながら地域の力  
を結集していきたい。

(松浪地区) 今回はコミセンの情報を掲載しようということと、新年のあいさつを書いています。今年の新年の日の出は良かった。それと子どもの家なみっこ通信は今まではこれは少ししか情報を出していなかったんですが、なるべく子どもを集めるためということです。これから毎月1回地区に配布をするということで、なみっこ通信と、今閉店してますがカフェの情報や朝市の情報などを載せていきます。

(浜須賀地区) 浜須賀はなぜまちのちからという名前にしたかといいますと、まちぢから協議会の名前は変えてもいいということで、まちのちからとしました。編集会議は本来は全戸配布ですが、あと2回は回覧でやろうということにしています。まちぢから協議会の広報紙についてですが、今のやり方ではなく事務局に編集は一任する形で各地区が記事を持ち寄るかたちがいいのではと思います。各地区が何を掲載するかを検討して編集は事務局でやればいい。提案しておきます。

(木村課長補佐) 地域の居場所づくり交流会については、毎年開催されておまして、居場所づくりに大切な視点と運営の知恵を考えて、参加者で共有することを目的に開催されております。昨年も1月に開催されておまして、やはり12月の定例会でご紹介させていただいております。今年度につきましては、2月27日の土曜日14時からの開催となります。毎年サポートセンターちがさきで開催されておりましたが、今年度はコロナ禍ということもありまして、初めてオンラインでの開催となっております。構成としましては、中段の方にプログラムとありますが、外部の方を招いての講演、市内で活動している団体の事例報告、そして最後に参加者同士の交流会という構成となっております。今年度の講師や参加団体の詳細につきましては、裏面の載っておりますので、ご確認いただければと思います。今年度はオンライン開催ということで交流会につきましては、裏面中段にブレイクアウトセッションとはとありまして、この手法を用いまして、参加者の交流を行います。昨年も35名定員で募集したところ、定員以上の応募がありました。ぜひ地域の皆様で興味がある方、居場所づくりに関わっている方の参加をお待ちしております。申し込み方法につきましては、裏面に必要事項を記入する欄が最下段にございますので、こちらに記載いただきまして、サポートセンターちがさきに申込みいただく、もしくは表面の右下にQRコードがございますので、スマートフォンで読み込んでいただきますと申し込みフォームが出てまいりますので、作成いただいて送信いただければと思います。申し込みは先着順で2月1日からでございます。

(イ) 市内の犯罪発生状況について

資料に基づき警察協議会委員の細田副会長より説明があった。2644

上段に例月通り振り込み詐欺が12月の累計ではゼロでした。コロナ禍のなかゼロでいいなと思う反面、緊急事態宣言が悪用されて、東京都だと思ったんですが、一人で3100万円ぐらい騙されて盗られています。こういうことがあることを認識していただけて注意しなきゃいけないと思います。あとこの中で目立っているのは自転車の盗難ですね。12月は19件でトータルで245件、欄外に累計とあります盗難のうち459件のうち半分以上が自転車盗です。それから人身事故の発生件数これは前年に比べて減っているということで、死傷者数が減っています。高齢者、二輪車、自転車、茅ヶ崎市の件数はすべて件数は少ないものの増加している。寒川町

も同様です。最下段に高齢者の令和元年と2年の比較がでてます。高齢者の事故は20件ぐらい減ってるということです。比率で行くと県全体の平均より茅ヶ崎は高いです。県平均は34.0%で茅ヶ崎は34.8%です。二輪車は前年比9件増、自転車はマイナス29件で減ってます。子どもは53件で7件の減ですが、県平均の比率は茅ヶ崎市の方が高いです。

(ウ) 各地区からの情報提供

(小出地区) 新春1月7日に相州小出七福神祭りを開催しました。当日は春一番以上の風で砂埃が多いなかでしたが、参加者が150名ありました。スタッフが30名で合計180名で無事終わりました。残念なことに一人79歳のライフタウンにお住いの藤沢市民、杖をついて参加されたんですが、坂道で転んで薬指を骨折したという事故がありました。茅ヶ崎市のボランティア保険で補償していただけることになってます。

イ その他

(事務局) 環境政策課から事務局に連絡会で情報提供してくれるよう依頼がありました。内容は南口喫煙所と北口マナースペースの一時閉鎖についてということで、緊急事態宣言の発令により外出の自粛の取組が実施されたことに伴い、昨日の午前5時から当面の間 南口喫煙所と北口マナースペースを閉鎖することといたしました。利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたしません。

コロナウィルスについて職員研修で用いられた資料に基づき説明があった。

(市民自治推進課長) 茅ヶ崎市の産業医の先生がお作り下さったコロナウィルスに関する資料で職員が自分のパソコン上からきちんと習得するようにと資料が出ておりました。市内の感染状況は非常に深刻な状況になっておりますので、皆様にも共有させていただきたいということで、資料を使わせていただくことを了承を得ましたので、本日お配りしております。概要をお話させていただきます。研修の内容が3点ありまして、まず新型コロナウイルスの概要を知る、個人でできる対策は、職場でできる対策ということで、大きく3点で作られております。概要とか個人でできる対策はもちろんなんですが、職場でできる策につきましては、各コミセンで同じような対策をしていただくといいと思いましたので、参考にお付けしましたので、ご確認をお願いします。まず1ページ目にコロナウィルスとはなんぞやということで、新型コロナウイルスは過去に発生したサーズとかマーズのようにウィルスの1種です。じゃあコロナウィルスというのはどういう特徴があるのかが書かれておまして、ウィルス自体で増えることはできないんですが、粘膜などの細胞に付着することで増えていきます。どのくらい生きるかといいますと付着したのものにもよりますが24時間から72時間ぐらい感染する力を持っているということです。じゃあどうやって感染してしまうのか、飛沫感染ですね。くしゃみや咳、つばなどですね。あと接触感染ということで手に付着したウィルス、その手が口や鼻、他人に触ったところから人に移るということで、感染が広がっていくということで、感染してしまうとどうなるかという、まず風邪に似た症状が出て、ひどくなると重篤な状況、人工呼吸器が必要になることもあり、だいたい10日ぐらいからです。今現状コロ

ナウィルスに感染している方のうち約8割が軽症の方になるそうです。重症の患者さんは約14%、重篤だと言われる方は約6%だそうです。新型コロナウイルスの症状につきましては、発熱とか熱のほかには疲労感とか味覚、臭覚障がい等があるようなのですが、若い人は軽症だといっても後遺症がすごく残ってしまうことで決して侮れないウィルスなんですよとなっています。1枚めくっていただきますと、今行われている検査の種類が書かれていて、次のページにコロナウィルス感染症の濃厚接触者ということで、どんな人が濃厚接触者になるのかが書かれておりまして、まず患者さんと同居又は長い時間接触している、車とか飛行機などでお隣に長い時間座っている方なども含め7時間接触した人は濃厚接触者になります。それ以外は手で触れることができる距離でマスク等がなく15分以上接触すると濃厚接触者になりますよということが書かれています。次のページですが個人でできる対策について、マスクをしてくださいとか手洗い、手洗いにつきましては、流水で手を流すだけでもウィルス流すことになるので有効です、ただ石鹸をつけていただくとウィルスの膜を壊すことができるのでさらに有効だとのことです。また水がない状況ではアルコールを使っていただくと石鹸で手を流すことと同じようにウィルスの膜を壊すことになるので有効ですとのことです。手洗いについては指先とか指の間、手首、手のしわなどにウィルスが残りやすいので注意してくださいと書かれています。またうがいについては、コロナウィルス自体を洗い流すことは難しいらしいんですが、うがいをする事で全身の免疫力が高められるので、コロナにかかりにくくなる、症状を軽減することができる可能性があると言われていています。次のページ同様に笑い、笑っていただくとストレスの発散になって免疫力を高める効果があるということであうがいと同じように笑うことも大事な対策になります。その次からは職場でできる対策ということで職員、私たちも含めコミセンの職員の方もそうですが、コロナウィルスに感染させないためには、どういうことをしたらいいのかが書かれておりまして、マスクを着用して、手洗いうがいのほか、密を避けた対策、また冬場の換気についても30分に1回数分、2方向の換気が有効だということが書かれております。事務所の対策もできるだけ2m以上の距離を置くとか、対人に対してもこの場所には座らない方がいいですよなど、それぞれ必要な個所を参考にお読みいただいて、必要な対策を取っていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(4) 行政からの依頼事項等について

- ① 「令和3年度茅ヶ崎市食品衛生指導計画（素案）」ほか1件の1パブリックコメントの実施について

市民自治推進課長より、資料に基づき説明があった。

- ② 市民・地域とともに進める環境事業センターの取組について

環境事業センター所長より資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり

- (問) 大変いい計画だと思うんですね。茅ヶ崎市どうしてるか。先日新聞を見ていたら、綾瀬市でごみの有料化と戸別収集を始めましたよね。私がおその内容で気になったのは、有料化の問題というよりも、そういうことをするとき市長さんが新聞記事に誤りが

なければですよ、60回収集車に乗って自らごみの収集をしてみました。茅ヶ崎市の有料化とかいろんなこと言ってるんだけど、市の幹部の方、事業センターの偉い方、どのくらい茅ヶ崎市のごみ収集の実情を自ら把握してるんだらうということを感じたんですね。そういう意味ではこういうことにこれから取り組むというのは、逆に言えばなんで今までやってなかったんだらうという感じもしますが、非常にいい提案だと思います。ぜひこれを煮詰めてほしい。でそのことについて一つだけお願いがあるんです。一つはいろんな都市で工夫をされてるわけだけど、他の都市でどのように組み立てられてるかという調査で勉強になることがあったら情報を教えてほしい。それからもう1点、うちの方で辻堂の駅に近接してるところは工場が撤退して、あとは住宅地にあるケースがかなりあるんですね。私もびっくりしたんだけど、今までの事業者から電話がかかってきて、その土地はもう売りました。要するにうちはもう全然関係ないよという話なんですよ。この企業はまじめな企業でして何回も土壤汚染の問題とか近隣の環境配慮について、自治会に情報の提供もするし相談も持ち掛けられて非常にまじめな企業だったんですね。しかし不動産として売却したとたんまったく切れてしまう。実は問題はこれから先なんです。だいたいこういうところがなくなると、その後にはたぶん十数件家が建つ。まじめな開発業者だと建つ前に、ちゃんと図面を示して、こういうふう考えてるよという話が来るんですが、言ってみればいい業者に当たればなんです。本当は茅ヶ崎市が開発計画を出したときに、最初に状況をつかんでいるセクションがあるはずなんです。なんでこの人たちから自治会に対して、こういうことが起きてるよという相談がないんだらうか。センター長がわかっているんだから、何とかしてくれという話ではないかもしれないけれども、ちょっとぜひ考えてほしい。

(答) 他市の状況ということで、確か海老名市だったと思うんですが、おととしの秋から有料化と戸別収集を始めて1年経ってという検証の記事も拝見しました。市長がコロナ禍において何度か収集車に乗ったということ、じかに海老名市の環境課の課長さんから話を聞きました。富田乗ってないのかというと夏に1回だけ乗りました。どうしても気になるコースがあって駅周辺のコースに乗っております。今日頃から歩くようにしてまして、ごみの集積場所を見るようにしています。特に駅周辺はポイントとして見てまして、ほぼ毎朝写真を撮りながら状況を注視して、先般は管理者とも会うことができて、どのように集積場所をやっていくかということ意見を交換をしました。これを私ひとりじゃなく職場全体でやっていきたい。今私がやってみてどのように地域の方々とやっていくのか肌で体験しているような状況です。これを職員全体でやっていきたいというのが先ほどの一つの提案です。あと他市の状況ですが、これから我々もしっかりと調査をしたいのと、茅ヶ崎のいいところを茅ヶ崎の中で共有していくことを進めていきたいと思っております。あと開発部局との連携ですが、こういったことも皆さんと話をすることによって私たちも必要性をしっかりと認識できます。これまでどういう連携ができたかということは課題があったら、私も念頭に置きながらこれからの取組につなげていきたいと思っております。

(会長) 富田課長は時たま軽トラックで回ってるのを私も見るんですが、私の方から大変この取り組みはいいんですが、自治会に加入してる人はこういう話し合いができるんですが、今我々の中で心配してるのは自治会に加入してない方、特にアパートだとか

ね。そういう方々がルールを守らないとかね。そういうことがありますんで、自治会に加入していない方をどのように呼び込むかというのを考えていただければ一番いいと思います。

(問) 今新しい取組ということですが、水曜日の第5の収集がなくなるということで、たまたま私だけかもわからないんですが、次の議題にも出てくると思うんですが、剪定枝のリサイクルで廃食油や金属類の収集というのがありますよね。これが私どもはたまたまか水曜日が該当してますが、このへんのところと第5水曜日の収集の中止、この空いた部分をどんなような形で活用されるのでしょうか。具体的にどうなんでしょう。

(答) 第5水曜日年間で年4日ぐらいあるんですが、その日は、全地区何も収集がない状況になると思います。燃やせないごみという収集がその日なくなる。職員をいろんなことに活用していこうと思っています。一部収集の変更によって曜日が変わるところがありますけれども、それと連動してるわけではないというふうにとらえていただきたいと思います。

(問) ちょっとわかったようなわからないような話なんですけれども、いずれにしても空いた水曜日というのは、ほかの収集に回すという考えなんですか、それとも全体的に収集業務は行わないで、他の部分で職員の活用を図っていくということなんですか。

(答) そのとおりでございます。

(問) なんとも言えませんけれども。

(問) 細い道路で収集してる地域の問題だと思うんですが、3、4年前から言ってるんですが、なんで8世帯以上じゃないとごみ置き場を作らないんだ、どこもそうかもしれないんですが、1軒相続でつぶれるとだいたい少ないところで4軒、多いところで6、7軒、8世帯以上というのはなかなかないんです。だいたい100坪くらいの開発が多いわけです。そうすると1軒だったのが7軒の戸建てができる、隣同士で開発業者が別々だったら、隣で7世帯の戸建て、こちらは6世帯の戸建て2軒だったのが、いっぺんで13世帯になっちゃう。それでごみ置き場は作らなくていい。建築の方もそういう時にごみ置き場1個作らなくてはいけないねとか指導してもらいたい。うちなんか5軒ぐらい相続で、そこがみんな戸建てで40軒ぐらい建ってる。ごみ置き場ゼロです。面積がちょうど6とか7世帯建つぐらいなんです。開発業者もわかってるから、8世帯以下で抑えようとしている。3軒が21世帯になっちゃう。環境指導員の方がコミ置き場で自治会長と相談するんだけど、地域のトラブルの原因になってる。建築とか開発と環境がよく相談して、地域を見ながら対処してもらいたい。

(会長) 回答はいいです。今言われたような内容も含めて、ここに書いてあるように現地での意見交換会だとかのなかで、話をしていただければと思います。

(問) 私どもの自治会は古い住宅が非常に多くて道路も狭く、にもかかわらず開発案件が最近目白押しになってます。さきほど紹介がありましたように、500㎡を超えると開発案件になりますけれども、それを逃れるという業者もいるようです。500㎡の場合に建てられる戸建てによって件数がだいたい100㎡で5戸とか4軒とか、そういうことになると、さきほど発言がありましたように、ごみの収集場所が中途半

端な状態になるわけです。燃やせるごみ生ごみの場所が大きな問題だと思ってます。もう一つは資源ごみですね。これが30軒というかなり場所を使うということになってます。その場所が公道になってるんですが、その公道に置く場合に遠くの方から運んでくる。自分たちの出したごみがいつ回収されて、いつクリーンになってるかが見えない状態で都度都度対応してるんですけども、カラスが来てプラごみの燃えたのがそのまま出て散乱される。ということもありますし、ルールを守ってない状態で赤紙貼られて残ってる。それが自分たちで確認できない状態など、環境指導員とか自治会がその対応に追われるというようになってます。30軒というルールを緩めていただきたい。例えば従来は25軒といわれてたのが、30軒になったという記憶があるんですけども、25軒から20軒に緩和するということでない、難しいんじゃないかと思うです。公道のスペースはほとんどないですから、その個所を増やすとこんどは、回収業者がルートが非常に複雑になってくる。こういうようないろんな矛盾がでてくるんですけども、このへんをすっきりと解決しないことには、なかなか資源ごみの問題が解決していかない。できるだけ柔軟に対応していただけるように環境事業センターには願います。もしくは業者の方に指導していただくことが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

(会長) こういう意見をこれから意見交換会をしていただけるといことなので、今までは何もなかった。行政にはいろんな意見を聞いていただいてより良い茅ヶ崎にしていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

- ③ 剪定枝の資源及び収集方法の見直しについて  
資源循環課長より資料に基づき説明があった。  
主な質疑は次のとおり

(会長) これから話が始まる資源回収推進地域補助金の見直しということで、前回ちょっと話があったんですが、今、財政と相当頑張っていて、来年度はそのままの形になりました。それからこの後にある広報紙についても、去年の定例会でみなさんから意見をいただいて、行政から回答をいただきたいと言いましたけれど、その後、役員で担当課と何回か折衝をしまして、できるだけ予算がつくようにしていただきたいということで、相当、担当課が頑張っていていただきますので、そこを最初にお知らせしておきます。

- ③-1 資源回収推進地域補助金について  
資源循環課長より資料に基づき説明があった。  
主な質疑は次のとおり

(問) 収集の方法についてお尋ねしたいんですが、これは戸別収集になりますよね。でその戸別収集の場所はどこに置いてもいいんですか。それが一つと出す量なんですけれども、多い少ない関係なしに、ある程度まとまった段階で連絡すればその都度収集に来ていただけたらと考えていいのか、それとこれ4月から始めるんですけども、たぶん当初かなり混乱して、一般ごみでそのまま出す方が、1、2カ月で徹底したとしても、かなり出てくると思うんですけども、その辺の救済の措置はあるのかどうか、きびしく4月からは置きっぱなしにしていっちゃうのかどうか。それとこれは資源というように考えていいんでしょうか。2円50銭の対象になるのかどうか。以上お願

いします。

(答) まず1点目ですが、会長おっしゃられたとおり予約制の個別収集になります。どこに出すかについては予約時に出される方と決めていただく形になりますが、基本的には敷地内の道路際です。2点目ですが、量についてはここにお示した形であれば極端な話1本でもいいですし、束でも特に制限は設けていません。ただこれ分け方出し方の方でご案内を差し上げるんですけども、今私1本でも集めるという話をしたんですけども、そうすると収集効率がかなり悪いので、分け方出し方のご案内の中では、効率よい収集にご協力いただくために、ある程度まとまってご予約くださいとご案内させていただこうと思っております。続いて混乱が起きるのではないかということですが、我々としては制度が始まる4月までにあらゆる媒体を用いて混乱が起きないように周知を進めていければと思っております。でもおっしゃられつとおり、4月以降は例えば燃やせるごみの置場に剪定枝が出されるということも想定しておりますので、そこは例えば明らかに意図的のものであれば、啓発をさせていただければと思っておりますが、そのへんの猶予というのはこちらも考えておりますので、よろしくお願ひします。最後、資源物の扱いになるのかどうか、補助金の扱いについてですが、基本的には資源物の扱いではあるものの、今回の補助金の対象品目には該当しません。理由としては、剪定枝というのがある程度地域要件で偏るという想定がございまして、具体的に言うと例えば地域の南側の方から大量の剪定枝が出るというのは皆さんの想像でも難くないのかなと思ひまして、北の方からたくさん剪定枝が出ると予想をしまして、そういったところから今回の補助金の対象にしていけないということでございます。

(問) これまで同様に環境事業センターへの持ち込みは可能ですが、お金を払ってください。実はこれ前回の例会の報告を地域の自治会長会議で言ったら、剪定枝だけ持っていったら金をとられた、どうなってるんだと聞かれて、私もうまく説明できなかったんで、なんで事業センターに持ってくとお金を払わなきゃいけないのかその理由を聞かせといてください。

(答) 今ですね。条例に定める手数料をいただいております、剪定枝以外のものステーションに出すものとかそういうもの以外で直接搬入されるものについては、特に品目を限定せずに一律有料ということで手数料をいただいておりますので、条例に基づき徴収してるということです。

(問) その報告をしたんで、たぶんその会長さんが剪定枝だけ分けて、トラックでそれだけを持っていったと思うんです。1200円だったかな。なんで取られたんだって私に怒られても困っちゃうんですけど、条例の話だったらなんか考えようがあるんじゃないかと思うんですが。

(会長) 今言った話はね。リサイクル施設である都実業さんが協力をしていただいているってことを言った方が理解しやすい。

(答) お金の話を言っちゃうと都実業は今ここに普通に剪定枝を持ってくと18円取るんです。ですが、今回市の事業に協力ということで3円で処分してもらおうんです。市民の皆さんには、なるべく剪定枝を資源化してほしいので、予約制にするか都実業に直接持っていかしてごみを減らすために協力していただいて、その分の3円は市が

出しますということで、皆さんが剪定枝を出す場合には無料になります。ただ燃やしてしまうとごみは減らないので、燃やしてしまう場合にはほかのごみと同じくお金を取らせていただきますよということです。

(問) 2、3カ月前にこの話が出たときにも申し上げたんですが、新たにやろうとするといろんな問題が起きると思うんですね。で今日初めて出た中で想像することができるのが、1本からやります。という話、素晴らしいな、ただし、少しまとめてやりましょうということですよね。自分の敷地内に例えばすんなり剪定枝がねトラック1台分2台分である家なんてそうはないですよ。逆に私が思ったのは、事業センターに持ち込んで剪定枝用のスペースを作っていただく。そこへもって行けば無料で扱いますよ。っていうのは、何件かまとまって効率よくやるという発言がありましたよね。時期は限られてると思いますが、さほど集まるとは思えません。自分の敷地内、剪定をする趣味の人というのは、庭を大切にしている人ですから、できる限り切ったらすぐ片付けたい。ですから萩園の事業センターに持ち込むものは受け入れます。事業センターから都実業さんに連絡をしていただいて引き取ってもらう。戸別収集じゃなくて萩園に取りにければ一括で終わるじゃないですか。いかがですか。そういう方法で切り抜けたらどうでしょうか。提案です。

(答) ありがとうございます。これまでの検討の中で環境事業センターにストックを設けるというような議論というのはもちろんさせていただいたんですが、環境事業センターになかなかそのようなスペースがないというお話があって、難しいかなという議論がありました。今、センターに持ち込んでいただくという話になるんですが、萩園にお持ちいただく手間とは異なるかもしれないんですが、赤羽根の方に都実業にお持ちいただければ、すぐリサイクルという工程に入れますので、そのような形でご案内できればと思います。

(問) 一般の人が軽トラックとか持ってると思います。

(答) 都実業の方は別に軽トラックの搬入に制限はしてなくて、いずれの車両においても搬入は可能になります。

(問) そういうことを言ってるんじゃないで、受け入れ態勢を見直してくださいということ言ってるんです。

(会長) あとちょっと勘違いしてるのは、1本からと言ってるけど、1本2本は燃やせるごみに出してもいいんですよ。

(委員) その論法でいくと目的がずれてくるんですよ。

(会長) それはわかるんですけど、1、2本をわざわざ電話して取りに来てもらうっていうのはできないから、ごみ置き場においてもかまわないでしょうという話をしてます。

(委員) それは理解してます。

(答) 会長すいません。訂正をさせていただいていいでしょうか。1本でもいいっていうのは極論であって、なるべくまとめてからお出しただ着たいというのは、予約の電話をいただいたときには、そういう回答させていただきます。1本2本で燃やせるごみに出された場合は啓発のシールを貼らせていただくことになります。

(会長) それは理解できない。今お話があったようにね、たくさん土地がある人はいいけど、1、2本しか出せないものを、この次までためとくというのは、1年2年経っち

やう可能性もあるわけですよ。そういう論法だとまずいで、細かくしてごみに入れていただいていた方がいいですね。

(答) もしその家が一年間1本しか出ないお宅であれば、予約制で取りに行きますんで電話してください。

(委員) だから混乱するって言うてるわけ。

(答) 今の件につきましては、検討させていただきます。

(問) さきほどこの剪定枝の問題を全部コピーして、全世帯にポスティングしますっておっしゃいましたよね。できるんですか。職員の方が全世帯ポスティングするっておっしゃってましたよね。10万世帯ありますよ。

(答) はい、やります。土日を使ってやる予定です。今回周知期間が短いので短い期間の中でどうしても、全市民の方に周知したい。

(問) 周知期間が短いんだったら、もっと時間をとって周知したらいかがでしょうか。それと一般家庭では、それほど枝切り等も出ないと思うんですが、これを袋に入るように小さく切って葉っぱと一緒にだすとか、そういうようなかっこにすれば燃やせるごみで収集するということがよろしいですね。

(答) 2点目については検討いたします。

(問) 葉っぱはいいわけでしょう。

(答) 葉っぱは燃やせるごみで結構です。

(問) その時に小さくして袋に入るようにすればいい。

(答) それはすいません。検討させてもらいます。ただ市役所としては、なるべく資源化をしたいというのが趣旨です。

(問) 前回の説明の時に廃食油と金属類これの収集を今のびん缶ペットに合わせて行うということをお聞きしました。こうなると現状でも、びん缶ペットというのは資源ごみ収集の中でも、量的にもウェイトを占めていて、それだけでもあふれている状況で、そこに合わせて、一番多いものに合わせて、この廃食油等の収集を行うと、それで容器は使わない油類を容器を使わないで、そのまま出されたら、例えば倒れて道路が油だらけになって滑るとか、びん缶ペットの中でびんの容器がでてきますから、油類がこぼれるといけないなど、そういうところに出される可能性があると思います。その対応はいかがでしょうか。

(答) 前回もお話させていただきましたが、事前に量が多い集積場所に出向きまして、実際に油の入ったペットボトルと金属類を並べてそこがオーバーフローしないかどうか、確認をとらせていただきました。調べた中においては、特段物理的なスペースについては問題がないだろうという理解をしています。それと油類についてはいわゆるワンタッチ式のボトルに入れて捨てられている現状がございまして、これなにかの拍子に倒れたら、まれに倒れて道路を汚してしまうような現状もあります。まずはペットボトルでしっかり排出していただくように残り数ヶ月になりますけれども、周知をさせていただいて、例えば容器の方に、コンテナにそのようなものが出た場合においては、臨機応変に対応させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

(会長) ペットボトルに入れてキャップをしっかりしてください。

(委員) なんでもそうなんです、きちんと決まりを守って出せば、何事についても問題ない。でもそういうことが非常に危惧されるのではないか。現状、地域でそういう現場を見ていて非常に危惧されるので、今お話しただけであって、それじゃあペットの容器が十分足りてるかという、去年も富田センター長が現場を見ていたんですが、我々の地域の中でも結構あふれかえっちゃって、容器だけじゃ足りない部分があるんですよ。それってなかなか予算の関係で追加してもらえない状況、そういう状況があるんでね、やっぱり実際の現場では、例えば油の問題、あふれたら大変じゃないか量的にも、まかなえるっていうんならいいんですけど、まかなえない部分で予定をはみ出しちゃってる部分でもほかの容器でもなんでも、収集していただければ結構ですけどね。ちょっとこっちがスペース的に空いててビニールの袋で出ると、それは置いていかれちゃったりするのを、目の当たりにしてるんで、そういう体制をちゃんととってほしい。

(委員) 10万戸配るっておっしゃるんだけど、すごく気になる話なんです。これたぶん自治会に広報なんて配らなくていいよって決めちゃったから、こういう話が出てくるんだと思うんだけど、そもそもこのままでいくと、例えばゴミの収集カレンダーも3月いっぱいまでに配るわけでしょう。市の職員そんな暇じゃないと思うんだよね。それじゃなくたってこれからワクチンを接種するのに動員して人を集めなきゃいけないって言うてるのに、こんなものいちいちあなた方優秀な職員が1軒ずつ配る必要があるのかと。だから言いたい人は私を含めていっぱいいるけれども、自治会に金払う払わないの話じゃないんですよ。やっぱりゴミの問題というのは。だからこれとはにかく年度内に自治会で今まで配ってたところは配ってくださいと、実はそこが問題なんですから自治会に入っていないアパートの住民などは、剪定枝なんか出しゃしないんだから、そういうこと言うと混乱するんだけど、とりあえず自治会のルートを通じて配って下さいってお願いすればいいんじゃないの。後藤さんがみなさんお願いしますって言えば、それを地域に伝えて、いやお金くれないけれど後藤会長が言ってるんだからみんな配れよって言えばみんな納得する、と私は思います。

(会長) 委員が言う通り私もそう言いたかった。課長がどうしてもというので、それ以上私も言えなかった。

(答) ありがとうございます。自治会の皆さんにご迷惑をかけてはいけないということで、職員で配ろうと思ってたんですが、甘えさせていただけるのであれば。

(会長) 今委員の提案がありましたように、自治会で配布していただくということでよろしいでしょうか。

#### 【拍手在り】

(会長) それではそのようにお願いします。

(問) 資源化地域補助金について単価を令和4年から2円に下げたいという、予算申請をしたいということが盛り込まれてますけれども、資料見ますと令和2年が3,500万、令和3年が3,800万、これなぜ増えるんですか。ほとんど今資源ごみはだんだん減量になってきて自治会に入ってくる金額もだんだん少なくなってきてるんですけども、どういう原因があるんですか。

(答) おっしゃる通りで、令和2年度は上向いてるんですね。ですから予算については、

その上向いた分を予算要求しましたんで、若干増えてるということになります。

(問) 令和3年もそのような傾向が続くとみてらっしゃるんですか。

(答) その通りです。

(問) 減量化じゃなしに、増量化していくと。

(答) ごみが減ればごみが減った分、資源が増えるというのが一番理想なんですね。そう  
いった意味からいうと、資源が増えてくれる分には歓迎すると、その代わりごみが増  
えちゃえば元も子もないので、ごみが減ったうえで資源が増えるってことは、まあい  
い現象ということになります。

(問) そういいながら今まで数年間の間にどんどんと減量化が少なくなってますので、ど  
うも見方が厳しい、増量していくのは違うんじゃないかと思うんですけど。

(答) 予算なので、必要な予算額を要求していくというところで、実態に即した収集量の  
見込みで予算をとるということで、増えています。

(問) それが令和4年についても同じような基調で考えているということになって、単価  
を切り下げるといふ根拠にならないと思うんですが、その辺はもう少し盛り込みの仕  
方は私わからないんですけども、少し早計にすぎるんじゃないかと私思うんですけ  
れど。今から2円という数字を打ち出すことについてですね。

(答) 一旦はこの2円をベースに来年以降、お願いしたいと思ってます。

(会長) これは2番に書いてあるように、歳入が減ってくるということで、財政がさらに  
厳しくなるということで減らすということでしょう。

(答) おっしゃる通りです。この2番の課題のところ、財政見通しと資源化に要する費  
用は倍になってるという、この2つの理由から2円にさせていただきたいということ  
です。

(会長) あと先日、タウンニュースなど見てみますと茅ヶ崎市は20年をピークに人口が  
減るといふ話だったんですけども、ここのところ増えてきてるという状況もあるん  
じゃないかと思えますし、それからあと今コロナの関係でペットボトルなどを海外に  
持っていくのはなかなかできなくて、今回業者が困っているような状況がございま  
すが、2、3日前の新聞では古紙を中国で欲しがってるという話もありますんで、ま  
あその単価が上がればまた、元に戻してもらえる可能性もありますので、まあ状況に  
よってですね。じゃあポスティングは自治会で頑張りますんで、その分しっかり頑張  
って下さい。

#### ④ 令和3年度広報紙・市議会だよりの配布について

市民自治推進課長及び秘書広報課長より資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり

(会長) 私の方から少し補足をさせていただきたいと思います。一つはですね。12月の  
定例会の時に、5月以降も業者にお問い合わせするという話がありましたけれども、これに  
ついては自治会で配布をいままでもやってたんだし、自治会に任せてくださいと強く  
役員の方で12月と1月に打合せをお願いしました。もう一つは月2回発行して  
たのを今年と同じように月1回の発行ということなんで、1世帯280円ですから1  
40円という話が当初ありました。で半分にするというのはですね、数字的にはそう  
なるんだろうけど、我々の努力を含めて協力するので、なんとか上乘せをするように

ということで、課長の方も非常に理解をしていただいて、相当財政とも調整をしていただいて年額280円を200円にさせていただきました。そういうこととあともう一つ、これを調整するにあたって業者が頼むと全世帯に配らなければいけないということがあったので、これについては自治会で将来的に自治会に未加入者が増えてきてるので、加入促進を含めて、できるだけ配って私は自治会加入促進のために、一緒に自治会加入してくださいと、災害を含めてごみの問題とかいろいろな問題があるので、自治会に加入してくださいというようなものを一緒にポスティングしようと思ってるんですが、そういうものを含めて、できれば協力をしてもらいたい。で今課長からもお話がありましたように、強制的にという話ではありませんので、できないところは仕方がないんで、自治会にお任せしますと言っていただいていますんで、できる範囲ということでご協力をお願いしたい。

(問) 広報についてはわかりました。もうひとつ広報と同様に地域住民への情報の伝達の回覧がこの1年ないんで、非常に困ってるというのは大げさなんですけれども、情報不足という考え方がありました。で回覧についても従来通り秘書広報課経由で配送業者の方から広報の担当者のところへ広報と回覧の両方をいただけるという理解でよろしいのでしょうか。

(答) 回覧につきましては、広報課の方で部数を把握させていただきます。それであくまでもこの手数料に関しては広報紙のものでありまして、回覧につきましてはその部数を皆様へお願いしたい担当課にデータをお渡しして、その担当課で配布人さんの方へ郵送して回覧をお願いするということになりますので、よろしく願いいたします。

(会長) 一番今業者でお願いしてるのは、市民文化会館が毎月来てますよね。あれは文化会館が行政に渡して配ってもらってる。あと各担当課からくるものは直接封書だとか何かで回覧をお願いしたいという形で来てると思います。あと秘書広報課で回覧を回すというのはほとんどないんですよ。

(委員) 秘書広報課の方から、年度の初めに広報の必要部数と回覧の枚数の報告を秘書広報課にすることになっています。

(答) それにつきましては、1カ月ほど早めまして2月に通知を出させていただきます。その取りまとめは秘書広報課の方でしっかりやらさせていただきます。

(委員) 広報ですが全戸配布でまあ努力義務と書かれていますが、実際に年度が変わってわれわれやるとなると、自治会の会長としては、今配布は自治会の組長さんにやっていただいているんですよ。組長さんとしては、どうして未加入者に配布をしなきゃいけないのかという問題が起きて、ちょっと私としては、反発が出て強制はできない。ですから私としては未配布とせざるを得ないと考えております。でなんで反発をされるかという未加入者の中には、広報紙は市庁舎とかいろいろなところにあるんで、そこへ行けばもらえるから大丈夫だという人もいられるし、自治会活動がわずらわしいし、めんどくさい、入っても突然脱会する人もおられますし、まあ若い方は自治会に対して興味がない。ごみは未加入であっても当然と置き場に出すというようなこともあって、非常に反発が強いんですよ。自治会に入っている方からするとね。そういう方に未加入者も含めて配布してくださいよと言うのは、私としてはできかねる。将来的にという話もありましたので、まあ状況が変わって配布できるようになれば、い

いとは思うんですけれども。それとこの前広報の調査をされましたよね。その中で17ページのところに45番目の、自治会で組長の時、全世帯配布を強制され負担でした。ということが書かれてるんですよ。こういうふうに思われる方が相当数おられるんじゃないかと思います。一概にやるということではないと思うんですが、長い目で見てね、そういうことということであれば、段階的にできないことはないと思いますが、もし現段階でやられるのであれば、業者の方に委託して全戸配布をしていただいたほうが、私はいいと思うんです。各自治会によって違うと思うんですけれども、できるという自治会であればやっていただければいいと思います。

(会長) 役員会の中でもそういう意見が出ましたけれども、今自治会加入率が70%前半に下がっているという状況がありますので、それを無視することじゃなく、できるだけ粘り強く、加入していただく方法を考えていこうということです。さきほど言ったように強制してやれという話ではなくて、できるだけ自治会の方に配布手数料を少しでも多く配布したいということも含めてますので、ご協力をいただきたいと思います。

(問) 配布方法を変えたということで、業者の配布の時には配られていたのに、自治会の配布になったら、突然配布されなくなるんですよ。それを事前に周知徹底する方法をとっていただかないと、今配布しているうちにきちっと配布方法を変更しますよということを明確に皆さんにお伝えいただく方法をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(答) 4月1日号までは全戸配布で業者が配布します。4月1日号でしっかりとお伝えさせていただくのSNS等も活用してしっかりお知らせしていきます。そこが一番大切なところなので。

(会長) あと広報紙は今まで通り、公民館だとかコミセンだとかにも置いておいていただくという話になってますので、そのようにご案内していただくことも、よろしく願いいたします。

(5) 閉 会 林副会長